特定活性炭談合に伴う損害賠償請求訴訟の提起について

令和元年 11 月 22 日、公正取引委員会から、特定活性炭(※1)の販売業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為(違反期間:平成 25 年 10 月 24 日~平成 29 年 2 月 20 日)を行っていたとして、違反業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことが公表された。

企業局では、平成27年度及び平成28年度に堤川浄水場において使用した活性炭にかかる供給契約の締結に際し、上記の違反行為が行われたものとして、違反業者に対し損害賠償請求を行ったものの、相手方から当該請求に対する履行がなされなかったことから、以下のとおり損害賠償請求訴訟を提起することとする。

(※1) 東日本地区に所在する地方公共団体 (55 団体) が入札等の方法により発注する東日本地区の特定浄水場 (126 施設) 向けの活性炭 (通常の浄水処理では除去できない臭いの成分を吸着するために使用)

1 訴訟の相手方

(平成27年度分)

	名称	本店所在地
1	本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
2	水 ing 株式会社	東京都港区港南一丁目 7 番 18 号

(平成 28 年度分)

		名称	本店所在地
Γ	1	本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
	2	株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津 1621 番地

2 請求の内容

(1)請求額

(平成 27 年度分)

- ①11,577,654 円 (損害額元本) (※2) ②1,157,765 円 (弁護士費用相当額) (※3) ③遅延損害金 (※4) (平成 28 年度分)
- ①342,723 円(損害額元本)(※2) ②34,272 円(弁護士費用相当額)(※3) ③遅延損害金(※4)
- (※2) 違反行為により形成された落札価格(単価)と違反行為がなかったと想定した場合の価格(単価)との差額に納入量を乗じた額
- (※3) 不法行為による損害賠償請求訴訟では、判例により損害額(①の額)の10%相当を弁護士費用として請求することが認められている。
- (※4) 平成 27 年度分及び平成 28 年度分の供給契約に基づく各支払日の翌日から損害賠償金の納付日までの期間にかかる損害額に年 5%を乗じた額

(2)請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)、民法第719条(共同不法行為者の責任)

3 訴訟の提起日

令和5年1月下旬